平成 18 年 5 月 23 日

各 柼

> 会社名 株式会社 りそなホールディングス 代表者名 取締役兼代表執行役社長 川田憲治 (コード番号 8308 東証・大証 各一部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 18年6月28日開催予定の第5回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いた しましたのでお知らせいたします。

記

1.定款変更の目的

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関す る法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行され たことに伴い、次の理由により変更を行うものであります。

優先株主の配当に対する権利、議決権および転換請求権を実質的に維持するため、所要の 変更を行うものであります(変更案第10条、第14条、第16条、附則第1~8条)。

特定の株主からの自己株式の取得に際し、他の株主が自己を売主として追加することを請 求する権利に関する定款の定めを置くことが認められたことに伴い、優先株式について規 定を新設するものであります(変更案第 13 条)。

株主総会参考書類等における記載事項の一部につき、インターネットで開示することによ り記載の省略を可能にするため、規定を新設するものであります(変更案第20条)。

種類株主総会における決議要件を株主総会と同様とするため、規定を準用するものであり ます(変更案第24条)。

会社法第370条の規定に従い、必要に応じ書面または電磁的方法により取締役会の決議を 機動的に行うことを可能とするため、規定を新設するものであります(変更案第32条)。

剰余金の配当等を決定する機関について、取締役会により、株主総会によらないことを規 定するものであります(変更案第43条)。

上記のほか、定款全般にわたって、必要な規定の加除、修正等、所要の変更を行うもので あります。

- (2) 財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため、 新規優先株式についての記載を追加するものであります(変更案第5条、第10条、第12 条、第14条、第15条、第16条、第16条の2、第17条、第17条の2、第17条の3、第 24条、附則第9条~第10条)。
- (3) 甲種優先株式の全株転換完了に伴い、甲種優先株式についての記載を削除するものであ ります(変更案第5条、第10条、第12条、第17条、現行定款附則第1条、第3条)。
- 2.変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日 (水) 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日 (水)
 現 行 定 款
 変 更 定 款 案

 第1章 総則
 第1章 総則

和「早 心別

(<u>公告の方法</u>)

第4条

(条文省略)

(委員会等設置会社)

第4条の2 当会社は、株式会社の監査等に関する商法の 特例に関する法律 (以下商法特例法という) 第2章第 4節の特例の適用を受けるものとする。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当会社<u>の</u>発行する株式の総数は、<u>82,443,924</u>株 とし、<u>その内訳</u>は、次のとおりとする。

ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

普 通 株 式	73,000,000 株
甲種優先株式	5,970 株
乙種優先株式	680,000 株
丙種優先株式	120,000 株
丁種優先株式	<u>146</u> 株
戊種優先株式	240,000 株
己種優先株式	80,000 株
第1種優先株式	2,750,000 株
第2種優先株式	2,817,808 株
第3種優先株式	2,750,000 株

(自己株式の取得)

第5条の2 当会社は、商法第211条/3第1項第2号の 規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い 受けることができる。

(新 設)

(端株の買増し)

第6条の2 当会社の端株主は、株式取扱規則に定める ところにより、 その有する端株と併せて1株となる べき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。

(名義書換代理人)

第7条 当会社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人</u> を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、端株原簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の</u>事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、</u>端株原簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(<u>公告方法</u>)

第4条 (現行どおり)

(削除)

第2章 株式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第 5 条 当会社<u>が</u>発行する<u>ことのできる</u>株式の総数は、 83,037,928 株とし、当会社が発行することのできる 各種の株式の総数は、次のとおりとする。

普 通 株 式	73,000,000 株
乙種優先株式	680,000 株
丙種優先株式	120,000 株
丁種優先株式	<u>120</u> 株
戊種優先株式	240,000 株
己種優先株式	80,000 株
第1種優先株式	2,750,000 株
第2種優先株式	2,817,808 株
第3種優先株式	2,750,000 株
第4種優先株式	100,000 株
第5種優先株式	100,000 株
第6種優先株式	100,000 株
第7種優先株式	100,000 株
第8種優先株式	100,000 株
第9種優先株式	100,000 株

(削除)

(株券の発行)

第5条の2 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(端株の買増し)

第6条の2 当会社の端株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を売り渡す<u>こと</u>を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第7条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役 会の決議により<u>定め</u>、これを公告する。

当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人が作成してその事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿、端株原簿および株券喪失登録簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

変 更 定 款 案

(株式取扱規則)

第8条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ)をもって、その<u>期の</u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項<u>の</u>ほか、必要があるときは、取締役会の決議に よりあらかじめ公告をして、一定の日の最終の株主 名簿に記載もしくは記録された株主もしくは登録質 権者または端株原簿に記載もしくは記録された端株 主をもって、その権利を行使することができる株主 もしくは質権者または端株主とする。

第3章 優先株式

(優先配当金)

第 10 条 当会社は、<u>第 40 条</u>に定める<u>利益配当</u>を行うときは、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の登録質権者(以下優先登録質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の登録質権者(以下普通登録質権者という)および普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の<u>利益</u>配当金(以下優先配当金という)を支払う。ただし、<u>当該営業年度において</u>第 11 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

甲種優先株式 1株につき 附則第1条により 算出した額 1 株につき 乙種優先株式 6,360円 丙種優先株式 1株につき 6,800円 丁種優先株式 1株につき 10,000円 戊種優先株式 1株につき 14,380 円 1株につき 己種優先株式 18.500円 1 株につき、その払込金相当額 第 1 種優先株式 (200,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に 定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数 第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する) を支払う。

第 2 種優先株式 1 株につき、その払込金相当額 (200,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に 定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数 第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する)を支払う。

第 3 種優先株式 1 株につき、その払込金相当額 (200,000円)に、<u>それぞれの営業年度ごとに</u>下記に 定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数 第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直 し日の前日までの各<u>営業</u>年度について、下記算式に より計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円 LIBOR(1 年物) + 0.50%

(株式取扱規則)

第8条 当会社の株券の種類、株主名簿、新株予約権原簿、 端株原簿<u>および株券喪失登録簿</u>の記載または記録、端 株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関 する取扱いおよびその手数料については、法令または 本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則 による。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主もしくは登録株式質権者または端株原簿に記載もしくは記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主もしくは質権者または端株主とする。

第3章 優先株式

(優先配当金)

第 10 条 当会社は、第 44 条に定める <u>剰余金の配当</u>を行うときは、優先株式を有する株主 (以下優先株主という) または優先株式の登録<u>株式</u>質権者 (以下優先登録質権者という)に対し、普通株式を有する株主 (以下普通株主という)または普通株式の登録<u>株式</u>質権者 (以下普通登録質権者という)および普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。ただし、<u>配当金支払の直前事業年度中に</u>第 11 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先株式	1 株につき	6,360円
丙種優先株式	1 株につき	6,800円
丁種優先株式	1 株につき	10,000円
戊種優先株式	1 株につき	14,380円
己種優先株式	1 株につき	18,500円
第 1 種優先株式	1 株につき、その	D払込金相当額
(200,000円)に、	配当金支払の直前事	事業年度につい
<u>ての</u> 下記に定める	配当年率を乗じて算	算出した額(円
位未満小数第 1 位	まで算出し、その小	\数第1位を四
捨五入する)を支	払う。	

第 2 種優先株式 1 株につき、その払込金相当額 (200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する)を支払う。

第 3 種優先株式 1 株につき、その払込金相当額 (200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直 し日の前日までの各事業年度について、下記算式に より計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円 LIBOR(1 年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第 4 位まで算出し、その 小数第 4 位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成 16年4月1日以降の毎年4月 1日とする。

ユーロ円 LIBOR (1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日 (当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

変 更 定 款 案

配当年率は、%位未満小数第 4 位まで算出し、その 小数第 4 位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成 16 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日とする。

ユーロ円 LIBOR (1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日 (当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨 および為替取引の営業を行っている日をいう。

第4種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円を上限とする。以下第4種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

第5種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円を上限とする。以下第5種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

第6種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円を上限とする。以下第6種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

第7種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円を上限とする。以下第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

第8種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円を上限とする。以下第8種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率

変 更 定 款 案

ある<u>営業</u>年度において、優先株主または優先登録 質権者に対して支払う<u>利益配当金の額</u>が優先配当金 の額に達しないときは、その不足額は翌<u>営業</u>年度以 降に累積しない。

優先株主または優先登録質権者に対しては、優先配 当金の額を超えて<u>利益配当を</u>行わない。

(優先中間配当金)

第 11 条 当会社は、第 41 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者および普通株式の端株主に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の額の 2 分の 1 を上限として、中間配当金(本定款において、優先中間配当金という)を支払う。

(残余財産の分配)

第 12 条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者および普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

甲種優先株式	1 株につき	1,000,000 円
乙種優先株式	1 株につき	600,000 円
丙種優先株式	1 株につき	500,000 円
丁種優先株式	1 株につき	2,000,000 円
戊種優先株式	1 株につき	1,250,000 円
己種優先株式	1 株につき	1,250,000 円
第1種優先株式	1 株につき	200,000 円
第2種優先株式	1 株につき	200,000 円
第3種優先株式	1 株につき	200,000円

の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価 証券の発行において一般に用いられている金利指標 に年 5%を加えた率を上限とする。

第9種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき3,500,000円を上限とする。以下第9種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

ある<u>事業</u>年度において、優先株主または優先登録質権者に対して支払う<u>剰余金の配当(本項および第3</u>項において当該事業年度中に支払われる優先中間配当金を除く)の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ある事業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、第1項に定める優先配当金の額を上限とし、優先株主または優先登録質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。

(優先中間配当金)

第 11 条 当会社は、<u>第 45 条</u>に定める中間配当を行うとき は、優先株主または優先登録質権者に対し、普通 株主または普通登録質権者および普通株式の端株 主に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の額 の 2 分の 1 を上限として、中間配当金(本定款に おいて、優先中間配当金という)を支払う。

(残余財産の分配)

第 12 条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株 主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通 登録質権者および普通株式の端株主に先立ち、それぞ れ次に定める額の金銭を支払う。

乙種優先株式	1 株につき	600,000円
丙種優先株式	1 株につき	500,000円
丁種優先株式	1 株につき	2,000,000円
戊種優先株式	1 株につき	1,250,000円
己種優先株式	1 株につき	1,250,000円
第1種優先株式	1 株につき	200,000円
第2種優先株式	1 株につき	200,000円
第3種優先株式	1 株につき	200,000円
第4種優先株式	1 株につき、	その払込金額に、発行
に先立って取締?	役会の決議に	より定める方法によっ
て決定される比差	<u>率を乗じて算</u>	出した額の金銭。ただ
し、当該比率の」	上限は 120%。	とし、下限は 80%とす
<u>る。</u>		
第5種優先株式	1 株につき.	その払込金額に、発行

第5種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

第6種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

第7種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行

現行定款

変更定款案

73 73 72 37

に先立って取締役会の決議により定める方法によっ て決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただ し、当該比率の上限は 120%とし、下限は 80%とす る。

第8種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

第9種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

(現行どおり)

(条文省略)

(優先株式の消却)

第 13 条 当会社は、いつでも優先株式を<u>買入れ</u>、これを 株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により 消却することができる。

前項に基づく優先株式の消却は、各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。

(新 設)

(議決権)

第 14 条 優先株主 (第 1 種優先株式を有する株主 (以下第 1 種優先株主という) 第 2 種優先株式を有する株主 (以下第 2 種優先株主という) および第 3 種優先株式を有する株式を有する株主 (以下第 3 種優先株主という) を除く。以下本条において同じ) は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、取締役会の決議をもって優先配当金を受けない旨の決議が株主総会でなされたとみなされたときは、その時より、この決議がない場合において優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金を支払う旨の定時株主総会の決議またはこの決議とみなされる取締役会の決議がある時までは議決権を有する。

(条文省略)

(株式の併合または分割、新株引受権等)

第 15 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、 優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当会社は、優先株主に対しては、<u>新株の引受権</u>また は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を (優先株式の取得および消却)

第 13 条 当会社は、いつでも優先株式を<u>取得し</u>、これを 消却することができる。

前項に基づく優先株式の<u>取得および</u>消却は、各種の 優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につ き行うことができる。

優先株式の取得について会社法第160条第1項の規 定による決定をするときは、同条第2項および第3 項の規定を適用しない。

(議決権)

第 14 条 優先株主 (第 1 種優先株式を有する株主(以下 第1種優先株主という) 第2種優先株式を有する株 主 (以下第2種優先株主という) および第3種優先株 式を有する株主 (以下第 3 種優先株主という) を除 く。以下本条において同じ) は、全ての事項につき株 主総会において議決権を行使することができない。た だし、第9種優先株式を有する株主(以下第9種優先 株主という)以外の優先株主は、会社法第459条第2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 43 条の 規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3 項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支 払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、 会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規 定により第43条の規定が効力を有しない場合におい て優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総 会に提出されなかったときは、その総会より、優先配 <u>当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会におい</u> て否決されたときは、その総会の終結の時より、優先 配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項およ び同法第 460 条第 2 項の規定により効力を有する第 43 条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主 総会の決議がある時まで議決権を有する。

(現行どおり)

(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当でを受ける権利等)

第 15 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、 優先株式(第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第 7 種優先株式、第 8 種優先株式および 第 9 種優先株式を除く)について株式の併合または分 割は行わない。

当会社は、優先株主(第4種優先株式を有する株主 (以下第4種優先株主という)第5種優先株式を有 現 行 定 款変 更 定 款 案与えない。する株主(以下第5種優先株主という) 第6種優先

9 6 休主(以下第 5 種優先株主という) 第 6 種優先株式を有する株主(以下第 6 種優先株主という) 第 7 種優先株式を有する株主(以下第 7 種優先株主という) 第 8 種優先株式を有する株主(以下第 8 種優先株主という) および第 9 種優先株主を除く) に対しては、会社法第 185 条に規定する株式無償割当てまたは同法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第 202 条第 1 項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第 241 条第 1 項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(普通株式への転換)

第 16 条 優先株主は、附則で定める<u>転換</u>を請求し得べき 期間中、附則で定める<u>転換の</u>条件で当該優先株式の普 通株式<u>への転換</u>を請求することができる。

(新 設)

(普通株式への一斉転換)

甲種優先株式 1株につき

第 17 条 <u>転換</u>を請求し得べき期間中に<u>転換</u>請求のなかった優先株式 (第 1 種優先株式、第 2 種優先株式および 第 3 種優先株式を除く。以下本条において同じ)は、同期間の末日の翌日(以下一斉<u>転換</u>日という)をもって、優先株式 1 株<u>の</u>払込金相当額を一斉<u>転換</u>日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式 1 株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式となる。

乙 悝懷 允 休式	1休につざ	100,000円
丙種優先株式	1 株につき	166,700円
丁種優先株式	1 株につき	500,000円
戊種優先株式	1 株につき	359,800円
己種優先株式	1 株につき	359,800円
優先株式につ	いては、前項の払込	金相当額は、それ
ぞれ次に定める	る金額とする。	
甲種優先株式	1 株につき	1,000,000円
乙種優先株式	1 株につき	600,000円
丙種優先株式	1 株につき	500,000円
丁種優先株式	1 株につき	2,000,000円
戊種優先株式	1 株につき	1,250,000円
己種優先株式	1 株につき	1,250,000円
第 1 項の普	通株式数の算出に	当たって 1 株 <u>の</u>

(優先株式の取得請求権)

第 16 条 優先株主<u>(第4種優先株主、第5種優先株主、</u> 第6種優先株主、第7種優先株主、第8種優先株主お よび第9種優先株主を除く<u>)</u>は、附則で定める取得を 請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該<u>優先株</u> 主の有する優先株式を当会社が取得し、これと引換え に当該優先株主に会社の普通株式を交付することを 請求することができる。

(第9種優先株式の取得請求権)

第 16 条の 2 第 9 種優先株主は、附則で定める取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有する優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当該優先株主に対し附則で定める財産を交付することを請求することができる。

(優先株式の取得条項)

第 17 条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなか った優先株式 (第1種優先株式、第2種優先株式、第 3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、 6 種優先株式、第7種優先株式、第8種優先株式およ び第9種優先株式を除く。以下本条において同じ)は、 同期間の末日の翌日 (以下一斉取得日という) をも って当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換え に、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取 得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会 社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通 取引の毎日の終値 (気配表示を含む) の平均値 (終 値のない日数を除く)で除して得られる数の当会社 の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均 値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を 四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める 金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を 次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交 付する。

Z種優先株式 1 株につき 100,000 円 丙種優先株式 1 株につき 166,700 円 丁種優先株式 1 株につき 500,000 円 戊種優先株式 1 株につき 359,800 円 己種優先株式 1 株につき 359,800 円 優先株式については、前項の払込金相当額は、それ ぞれ次に定める金額とする。

乙種優先株式	1 株につき	600,000円
丙種優先株式	1 株につき	500,000円
丁種優先株式	1 株につき	2,000,000円
戊種優先株式	1 株につき	1,250,000円
己種優先株式	1 株につき	1,250,000円
第1項の普通	株式数の算出に	当たって1株に満たな

250,000円

1,000 分の 1 に満たない端数が生じたときは、<u>商法に</u> 定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(新 設)

変 更 定 款 案

い端数が生じたときは、<u>会社法第 234 条の規定により</u>これを取扱う。

(第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第 7種優先株式および第8種優先株式の取得条項)

第 17 条の 2 当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第 4 種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第 4 種優先株式1 株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、第 4 種優先株式の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額(優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を上限とする。

当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもっ て定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または 複数の日に、第 5 種優先株式の全部または一部を取 得することができ、この場合、当会社はこれと引換 えに、第5種優先株式1株につき、発行に先立って 取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払 う。ただし、当該金額は、第5種優先株式の払込金 額に 120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当 額(優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初 日から取得日までの日数(初日および取得日を含む) で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中 間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の 額を控除した額とする)を加算した額を上限とする。 当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもっ て定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または 複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取 得することができ、この場合、当会社はこれと引換 えに、第6種優先株式1株につき、発行に先立って 取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払 う。ただし、当該金額は、第 6 種優先株式の払込金 額に 120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当 額(優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初 日から取得日までの日数(初日および取得日を含む) で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中 間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の 額を控除した額とする)を加算した額を上限とする。 当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもって 定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項 の規定に従って代表執行役が別に定める一または複 数の日に、第7種優先株式の全部または一部を取得 することができ、この場合、当会社はこれと引換え に、第7種優先株式1株につき、発行に先立って取 締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。 ただし、当該金額は、第7種優先株式の払込金額に 120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額 <u>(優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日</u> から取得日までの日数(初日および取得日を含む) で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中 間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の 額を控除した額とする)を加算した額を上限とする。

変 更 定 款 案

当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもっ て定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または 複数の日に、第8種優先株式の全部または一部を取 得することができ、この場合、当会社はこれと引換 えに、第8種優先株式1株につき、発行に先立って 取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払 う。ただし、当該金額は、第8種優先株式の払込金 額に 120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当 額(優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初 日から取得日までの日数(初日および取得日を含む) で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中 間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の <u>額を控除した額とする)を加算した額を上限とする。</u> 前 5 項に基づき、第 4 種優先株式、第 5 種優先株 式、第6種優先株式、第7種優先株式または第8種 優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽 選により取得する株式を決定する。

(新 設)

(第9種優先株式の取得条項)

株主総会

第 17 条の 3 当会社は、附則に定める一または複数の日に、第 9 種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第 9 種優先株主に対して附則に定める財産を交付する。 前項に基づき、第 9 種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決

第4章 株主総会

<u>定する。</u>

(招集)

第 19 条 定時株主総会は、毎<u>営業年度</u>最終日の翌日から 3月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があ るときに随時招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役会の決議に基づき会長がこれを招集する。 会 長に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじ め取締役会で定めた順序により他の<u>執行役</u>がこれに 当たる。

(新 設)

(招集)

第4章

第 19 条 定時株主総会は、毎<u>事業年度</u>最終日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要が あるときに随時招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役会の決議に基づき会長<u>を兼任する取締役</u>がこれを招集する。会長<u>を兼任する取締役</u>に事故がある ときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定 めた順序により他の取締役がこれに当たる。

<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>

第 20 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の

定めがある場合を除き、出席した議決権を行使するこ

会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主 総会において議決権を行使することができる株主の

議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その

とができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の 定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半 数をもって行う。

商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。

(美油塩の伊理(清)

(決議の方法)

第 21 条

第22条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができ

議決権の3分の2以上<u>をもって</u>行う。

(議決権の代理行使)

第21条 株主が代理人をもって議決権を行使しようと するときは、その代理人は、当会社の当該株主総会に

(議決権の代理行使)

おいて議決権を有する株主に限る。

前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を<u>証する</u>書面を当会社に提出しなければならない。

(議長)

第22条 株式総会の議長は、<u>会長</u>がこれに当たる。<u>会長</u>に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の<u>執行役</u>がこれに当たる。

(議事録)

第23条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果 は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役お よび執行役が記名捺印して、これを保存する。

(種類株主総会)

第 24 条 第 9 条、第19条 、<u>第21条、第22条および第23</u> 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

(新 設)

(新 設)

第5章 取締役および取締役会

(新 設)

(員数)

第25条 当会社の取締役は、15名以内とする。

前項の取締役のうち2名以上は、社外取締役(商法 第188条第2項第7号/2に規定する社外取締役を いう。以下同じ)とする。

(選任方法)

第 26 条 取締役の選任決議は、株主総会において<u>総株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行う。

(条文省略)

(任期)

第27条 取締役の任期は、<u>就任</u>後1年<u>内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(業務の決定)

第28条 取締役会は、<u>商法特例法第21条ノ7第1項</u>に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

(条文省略)

(取締役会の招集権者および議長)

変 更 定 款 案

る。

前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を<u>証明する</u>書面を当会社に提出しなければならない。

(議長)

第 23 条 株主総会の議長は、会長<u>を兼任する取締役</u>がこれに当たる。会長<u>を兼任する取締役</u>に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(削除)

(種類株主総会)

第24条 第9条、第19条第2項、<u>第22条および第23条</u> の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

第 21 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の 種類株主総会決議に、同条第 2 項の規定は、会社法 第 324 条第 2 項の種類株主総会決議にそれぞれ準用 する。

当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為を する場合には、第4種優先株主、第5種優先株主、 第6種優先株主、第7種優先株主、第8種優先株主 および第9種優先株主を構成員とする種類株主総会 の決議を要しない。

第5章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第25条 当会社は、取締役会を置く。

(員数)

第26条 当会社の取締役は、15名以内とする。

前項の取締役のうち2名以上は、社外取締役(会社 法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下 同じ)とする。

(選任方法)

第27条 取締役の選任決議は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(現行どおり)

(任期)

第28条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。

補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役 の任期の満了する時までとする。

(業務の決定)

第 29 条 取締役会は、<u>会社法第 416 条第 1 項</u>に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

(現行どおり)

(取締役会の招集権者および議長)

第 29 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除 き、取締役を兼任する会長がこれを招集し議長となる。

取締役を兼任する会長に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

第32条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が<u>指名</u>する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

(招集)

第30条 (条文省略)

(運営)

第31条 取締役会の運営に関する事項については、法令 または本定款のほか、取締役会の決議により定めると ころによる。

(新 設)

(新 設)

(報酬)

<u>第 31 条の 2</u> 取締役の<u>報酬</u>は、報酬委員会<u>の決議により</u> <u>定める</u>。

(責任の免除)

第 31 条の 3 当会社は、取締役会の決議<u>をもって、商法</u> 特例法第 21 条/17 第 1 項に関する 取締役(取締役で あった者を含む)の責任を法令の限度において免除す ることができる。

当会社は、社外取締役との間で、その取締役の<u>商法特例法第 21 条 / 17 第 1 項に関する</u>責任に<u>つき、同条第 5 項で準用する商法第 266 条第 19 項各号</u>に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 指名・監査・報酬委員会

(各委員会の組織)

第 32 条 (条文省略)

(条文省略)

監査委員会を組織する<u>取締役</u>は、当会社もしくは その子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人 または当該子会社の業務を執行する取締役を兼任す ることができない。

各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議に<u>より定める</u>。

(委員会の招集権者および議長)

第 33 条 (条文省略)

(招集)

第34条 各委員会の招集通知は、各委員に対し会日の3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 変 更 定 款 案

第30条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除 き、会長を兼任する取締役が招集し議長となる。

会長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

第33条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

(招集)

第 31 条 (現行どおり)

(運営)

第32条 取締役会の運営に関する事項については、法令 または本定款のほか、取締役会の決議により定めると ころによる。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項 について書面または電磁的記録により同意したとき は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があっ たものとみなす。

(報酬等)

第32条の2 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等 という)は、報酬委員会が定める。

(責任の免除)

第32条の3 当会社は、取締役会の決議<u>によって、会社</u> 法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む) の責任を法令の限度において免除することができる。

当会社は、社外取締役との間で、その取締役の<u>会社</u> 法第 423 条第 1 項の責任について、会社法第 425 条 第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約 を締結することができる。

第6章 指名・監査・報酬委員会

(各委員会の組織)

<u>第 33 条</u> (現行どおり)

(現行どおり)

監査委員会を組織する<u>委員</u>は、当会社もしくはその 子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人また は当該子会社の業務を執行する取締役を兼任するこ とができない。

各委員会を組織する<u>委員</u>は、<u>取締役の中から、</u>取締役会の決議に<u>よって選定する</u>。

(委員会の招集権者および議長)

第34条 (現行どおり)

(招集)

第 35 条 各委員会の招集通知は、各委員に対し会日の <u>1</u> 週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現行定款	変 更 定 款 案
(運営) 第35条 (条文省略)	(運営) 第36条 (現行どおり)
第7章 執行役	第7章 執行役
(員数) 第 36 条 (条文省略)	(員数) <u>第 37 条</u> (現行どおり)
(選任方法) 第 37 条 執行役は、取締役会の決議により選任する。	 (選任方法) <u>第 38 条</u> 執行役は、取締役会の決議に <u>よって</u> 選任する。
(任期) 第37条の2 執行役の任期は、 <u>就任</u> 後1年 <u>内の最終の決</u> 算期に関する定時株主総会 <u>が終結した後最初に開催</u> される取締役会の終結の時までとする。 (新 設)	(任期) 第38条の2 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。 補欠または増員として選任された執行役の任期は、他の執行役の任期の満了する時までとする。
(代表執行役・役付執行役) 第 37 条の 3 取締役会の決議により、代表執行役若干名を定める。 取締役会の決議により、執行役のうちから会長 1 名を定めることができる。 取締役会の決議により、執行役のうちから社長 1 名を定める。 取締役会の決議により、執行役のうちから副社長、 専務執行役および常務執行役各若干名を定めること ができる。 (条文省略)	(代表執行役・役付執行役) 第38条の3 取締役会の決議によって、代表執行役若干名を選定する。 取締役会の決議によって、執行役の中から会長1名を選定することができる。 取締役会の決議によって、執行役の中から社長1名を選定する。 取締役会の決議によって、執行役の中から副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。 (現行どおり)
(<u>報酬</u>) <u>第 37 条の 4</u> 執行役の <u>報酬</u> は、報酬委員会 <u>の決議により</u> 定める。	(<u>報酬等</u>) 第 38 条の 4 執行役の <u>報酬等</u> は、報酬委員会 <u>が</u> 定める。
(新 設)	執行役が当会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、支配人その他の使用人として受ける報酬等についても同様とする。
(責任の免除) 第 37 条の 5 当会社は、取締役会の決議をもって、商法 特例法第 21 条 J 17 第 1 項に関する あった者を含む)の責任を法令の限度において免除す ることができる。	(責任の免除) 第 38 条の 5 当会社は、取締役会の決議 <u>によって、会社</u> 法第 423 条第 1 項の執行役、執行役であった者を含む) の責任を法令の限度において免除することができる。
(執行役規程) <u>第 37 条の 6</u> (条文省略)	(執行役規程) <u>第 38 条の 6</u> (現行どおり)
	第8章 会計監査人
(新設)	<u>(会計監査人の設置)</u> 第 39 条 当会社は、会計監査人を置く。
(新設)	(選任方法) 第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新 設)	(任期) 第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の

変 更 定 款 案

決議がされなかったときは、当該定時株主総会にお いて再任されたものとみなす。

<u>第8章</u> 計算

(営業年度)

第38条 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年4月1日から翌年3 月31日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。

(利益金の処分)

第39条 当会社<u>の利益金</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議をもってこれを処分する。

(利益配当金)

第40条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名 簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>お よび端株原簿に記載または記録された端株主にこれ を<u>支払う</u>。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第293条 / 5の規定による金銭の分配(本定款において中間配当という)を行うことができる。

(優先株式の転換と配当金)

第42条 優先株式の転換により発行された普通株式または普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(配当金の除斥期間)

第43条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

<u>第9章</u> 計算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3 月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めるものとする。

(剰余金の配当に関する基準日)

第44条 剩余金の配当(第45条に定める中間配当を除く)は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対してれを行う。ただし、取締役会の決議により、これ以外の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し剰余金の配当をすることを妨げない。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。

(削除)

(配当金の除斥期間)

第 46 条 剰余金の配当(中間配当を含む)にかかる配当 金が支払開始の日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

現行定款			更	 定	款	 案	
附則	 附則	又	又	Æ	ጥለ	木	
[위기모] 	ניון לון און						
(東岸 47 年 4 日 4 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			,	坐山 7人 \			
(平成 17 年 4 月 1 日以降の甲種優先株式に対する優先配			(削 除))		
<u>当金)</u>							
第1条 平成17年4月1日以降、各年率見直し日の属す							
<u>る営業年度から次回年率見直し日の属する営業年度</u>							
の前営業年度までの各営業年度について支払う甲種							
優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第10条の							
規定にかかわらず、甲種優先株式の払込金相当額							
<u>(1,000,000円) に、それぞれの営業年度ごとに下</u>							
記の修正年率を乗じて算出した額 (円位未満小数第							
1位まで算出し、小数第1位を四捨五入) とする。							
ただし、計算の結果、優先配当金の額が 1 株につき							
75,000 円を超える場合は、75,000 円とする。							
修正年率 = (5 年円円スワップ・レート + 1.0%) ×							
0.6							
修正年率は、%位未満小数第 4 位まで算出し、その							
小数第4位を四捨五入する。							
・「年率見直し日」とは、平成 17 年 6 月 25 日および、							
以降、5年毎の6月25日とする。当日が、東京に							
おける銀行休業日の場合は前営業日を年率見直し							
日とする。							
- <u>ロン・る。</u> - 「5 年円円スワップ・レート」とは、 各年率見直							
し日を最終日とする連続7営業日において、東京							
時間午前 10 時における東京市場スワップ・レファ							
レンス・レート (T.S.R.) としてテレレート							
17143 頁 (または、テレレートがその都合により当							
該インフォメーションを掲載する頁を変更した場合は2の代表の、に載る数点の変わら、							
合はその代替頁)に載る数値の平均値(数値のな							
い日数を除く)を指すものとする。							
5年円円スワップ・レートが算出不能となった場合							
には、修正年率は下記算式によるものとする。							
修正年率 = (長期プライムレート + 0.50%) × 0.6							
・「長期プライムレート」とは、各年率見直し日の東							
京時間午前 11 時における、株式会社みずほコーポ							
レート銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞ							
ら銀行3行が公表している長期プライムレートの							
平均値とし、2行しか公表していなければ、その2							
行の平均値、 1 行しか公表していなければ、その							
レートとする。 1 行も公表していなければ、当該							
年率見直し日に先立つ30日間において、上記3行							
が、それぞれ直近で募集した5年物利付金融債 (募							
集債) の表面利率の平均値に 0.9%を加えたもの							
を長期プライムレートとみなし、2 行しか募集して							
<u>いなければ、その2行の平均値、1行しか募集し</u>							
ていなければその表面利率に、それぞれ0.9%を加							
えたものを長期プライムレートとみなす。1 行も募							
集していなければ、各年率見直し日の東京時間午							
<u>前 11 時における、長期プライムレートに準ずるも</u>							
<u>のと認められるものを、長期プライムレートとみ</u>							
なす。長期プライムレートに準ずるものと認めら							
れるものがない場合は、前回の年率とする。 長期							
プライムレートは、%位未満小数第 4 位まで算出							
し、その小数第4位を四捨五入する。							
(定款変更の効力発生時期)			(削 除))		
第2条 本定款第5条、第6条、第6条の2、第7条第1			`				
項、同第3項、第8条、第9条、第10条第1項、第							
11条、第12条、第15条第 1 項、第16条、第17条、第40							
条、第 41 条、第 42 条および本定款附則第 1 条の変							
更ならびに本定款附則第 3 条ないし第 11 条の新設							

(下線は変更部分)

(削除)

現 行 定 款 変 更 定 款 案

<u>は、平成 17 年 3 月 31 日終了の営業年度にかかる当</u>
会社の定時株主総会において決議された株式の併合
の効力発生時に効力を生ずるものとする。

<u>(甲種第一回優先株式についての転換の定め)</u>

- 第3条 甲種第一回優先株式について、第16条に規定す <u>る転換を請求し得べき期間および転換の条件は、次</u> のとおりとする。
- 1. 転換を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成37年7月25日までとする。 ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を 確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象 となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2. 転換の条件

本優先株式は、下記の転換の条件で、当会社の普通 株式に転換することができる。

イ.転換比率

本優先株式は、下記転換比率により、当会社の普通 株式に転換することができる。

転換比率 = 平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日において有効な甲種第一回優先株式の転換比率

口. 転換比率の修正

転換比率は、平成18年7月26日以降平成36年7月26日まで毎年7月26日(以下修正日という)に、下記算式により計算される転換比率(以下修正後転換比率という)に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

<u>修正後転換比率 = 1,000,000 円</u> 時価

ただし、修正後転換比率が 0.2 (以下下限転換比率という) 未満となる場合は、修正後転換比率は、かかる下限転換比率とし、また、4.0 (以下上限転換比率という) を超える場合は、修正後転換比率は、かかる上限転換比率とする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ 50 取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む) の平均値 (終値のない日数を除く) とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。上記 50 取引日の間に後記八. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整される。

八. 転換比率の調整

(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ・およびロ・の転換比率を下記算式(以下転換比率調整式という)により調整する。ただし、転換比率調整式により計算される転換比率(以下調整後転換比率という)が上限転換比率を超える場合は、調整後転換比率は、かかる上限転換比率とする。調整後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

調整後転換比率 = 調整前転換比率× 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 * ・ はないます。 ・ はいます。 ・ はいまする。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいまする。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいまする。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいまする。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいます。 ・ はいまする。 ・ はいまる。 ・

変 更 定 款 案

転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額 をもって普通株式を発行する場合

<u>調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募</u> 集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以 降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換比率は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後転換比率は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後転換比率は、その証券の発行日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換比率調整式に使用する時価を下回る場合

調整後転換比率は、当該価額決定日に残存する証券 の全額が転換またはすべての新株引受権が行使され たものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これ を適用する。以降の調整において、かかるみなし株 式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使が なされた結果発行された株式数を上回る限りにおい て、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の 減少または普通株式の併合等により転換比率の調整 を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の 委任を受けた者)が適当と判断する比率に変更され る。
- (3) 転換比率調整式に使用する時価は、調整後転換比率を適用する日(ただし、前記(1) 号ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45 取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。上記 45 取引日の間に当該転換比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換比率は、本項ハ.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)については、時価の計算

現行定款

においてこれを 1,000 倍して使用するものとする

変 更 定 款 案

- (4) 転換比率調整式に使用する調整前転換比率は、調整後転換比率を適用する前日において有効な転換比率とし、また、転換比率調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は、調整後転換比率を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既
- (5) 転換比率調整式に使用する 1 株当たりの払込金 額とは、

整式において使用するものとする。

発行の普通株式数を 1,000 で除した数を転換比率調

- 前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通 株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外 の財産による払込の場合には適正な評価額)
- 前記(1) 号の株式分割により普通株式を発行する 場合には、0円
- 前記(1) 号の時価を下回る価額をもって普通株式 に転換または新株引受権を行使できる証券を発行す る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使 価額
- 前記(1) 号の決定された転換価額または行使価額 が転換比率調整式に使用する時価を下回る場合に は、当該転換価額または新株引受権の行使価額 をそれぞれいうものとする。
- (6) 転換により発行すべき普通株式数 本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株 式数は、次のとおりとする。

 $\frac{{f x}$ 換により発行すべ = $\frac{{f x}$ 優先株主が転換請求のため ${f x}$ 転換比率 ${f x}$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって 1株に満たない端数を生じたときは、1 株の 1,000 分の 1 の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載ま たは記録し、1 株の 1,000 分の 1 未満の端数について は、これを切り捨てる。

(乙種第一回優先株式についての転換の定め)

- 第4条 乙種第一回優先株式について、第16条に規定する<u>転換</u>を請求し得べき期間および<u>転換</u>の条件は、次のとおりとする。
- 1. 転換を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成21年3月31日までとする。 ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を 確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象 となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2. 転換の条件

本優先株式は、<u>下記の転換の条件で、</u>当会社の普通 株式に転換することができる。

イ. 転換比率

本優先株式<u>は、下記転換比率により、</u>当会社の普通 株式<u>に転換することができる</u>。

転換比率 = 平成17年3月31日終了の<u>営業</u>年度にかか る定時株主総会において決議された<u>株式</u>

- (乙種第一回優先株式の取得請求権の内容)
- 第1条 乙種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。
- 1.取得を請求し得べき期間

平成21 年 3 月 31 日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2. 取得請求権の内容

本優先株式<u>を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の</u>当会社の普通株式<u>を交付することを請求</u>することができる。

イ . <u>引換</u>比率

本優先株式<u>の取得と引換えに交付する</u>当会社の普通 株式<u>の数を算出するための引換比率は、次のとおり</u> とする。

<u>引換</u>比率 = 平成<u>18</u>年3月31日終了の<u>事業</u>年度にかか

の併合の効力発生日の前日において有効 な乙種第一回優先株式の転換比率

口. 転換比率の修正

転換比率は、平成18年6月30日以降平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される転換比率(以下修正後転換比率という)に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

修正後<u>転換</u>比率 = 600,000 円 時価×1.020

ただし、時価×1.020 につき 1,000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた金額とする。修正後転換比率が 3.429 (以下上限転換比率という)を超える場合は、修正後転換比率はかかる上限転換比率とする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整される。

八. 転換比率の調整

(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ・またはロ・の転換比率を下記算式(以下転換比率調整式という)により調整する。ただし、転換比率調整式により計算される転換比率(以下調整後転換比率という)が上限転換比率を超える場合は、調整後転換比率は、かかる上限転換比率とする。調整後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後<u>転換</u>比率は、払込期日の翌日以降、または<u>募</u> 集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以 降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換比率は、株式の分割のための<u>株主割当</u>日の翌日以降、これを適用する。<u>ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後転換比率は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</u>

<u>転換</u>比率調整式に使用する時価を下回る価額をも

变 更 定 款 案

る定時株主総会において決議された<u>定款</u> 変更の効力発生日の前日において有効な 乙種第一回優先株式の転換比率

口. 引換比率の修正

引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日 (以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率(以下修正後引換比率という)に修正される。修正後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

修正後<u>引換</u>比率 = 600,000 円 時価×1.020

ただし、時価×1.020 につき 1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた金額とする。修正後引換比率が 3.429 (以下上限引換比率という)を超える場合は、修正後引換比率はかかる上限引換比率とする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整される。

八. 引換比率の調整

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記 イ・またはロ・の引換比率を下記算式(以下引換比 率調整式という)により調整する。ただし、引換比 率調整式により計算される引換比率(以下調整後引 換比率という)が上限引換比率を超える場合は、調 整後引換比率は、かかる上限引換比率とする。調整 後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第 4位を四捨五入する。

引換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通</u> 株式を処分する場合

調整後<u>引換</u>比率は、払込期日の翌日<u>または払込期間</u> <u>の末日の翌日</u>以降、または株主<u>に対する</u>割当<u>てのた</u> <u>めの基準</u>日がある場合はその日の翌日以降、これを 適用する。

株式の分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式 を発行する場合

調整後<u>引換</u>比率は、株式の分割<u>または株式無償割当</u> <u>て</u>のための<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。

引換比率調整式に使用する時価を下回る価額をも

って当会社の普通株式<u>に転換</u>または新株<u>引受権を行</u> 使できる証券を発行する場合

調整後<u>転換</u>比率は、その<u>証券</u>の発行日に、また<u>募集</u>のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>証券</u>の全額が<u>転換</u>またはすべての新株<u>引受</u>権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>割当</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換</u>または新株<u>引受</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換比率調整式に使用する時価を下回る場合

調整後転換比率は、当該価額決定日に残存する<u>証券</u>の全額が転換またはすべての新株<u>引受</u>権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換</u>または新株<u>引受</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換比率の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する比率に変更される
- (3) <u>転換</u>比率調整式に使用する時価は、調整後<u>転換</u>比率を適用する日(ただし、前記(1) 号ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記45取引日の間に当該転換比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換比率は、本項八.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。
- (4) 転換比率調整式に使用する調整前転換比率は、調整後転換比率を適用する前日において有効な転換比率とし、また、転換比率調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は、調整後転換比率を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既

变 更 定 款 案

って当会社の普通株式<u>の交付を請求できる取得請求権付株式</u>または新株<u>予約権(新株予約権付社債を含む)</u>を発行する場合

調整後<u>引換</u>比率は、その<u>株式または新株予約権</u>の発行日に、また<u>株主に対する割当て</u>のための<u>基準</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株<u>予約</u>権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>取得</u>または新株<u>予約</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株<u>予約権(新株予約権付社債を含む)</u>であって、<u>普通株式の引換</u>価額または新株<u>予約</u>権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている<u>株式または新株予約権</u>を発行した場合において、決定された<u>普通株式の引換</u>価額または<u>新株予約権の</u>行使価額が<u>引換</u>比率調整式に使用する時価を下回る場合

調整後<u>引換</u>比率は、当該価額決定日に残存する<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株<u>予約</u>権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株<u>予約</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により<u>引換</u>比率の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する比率に変更される。
- (3) <u>引換</u>比率調整式に使用する時価は、調整後<u>引換</u>比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記45取引日の間に当該<u>引換</u>比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換比率は、本項八.に準じて調整する。
- (4) <u>引換</u>比率調整式に使用する調整前<u>引換</u>比率は、調整後<u>引換</u>比率を適用する前日において有効な<u>引換</u>比率とし、また、<u>引換</u>比率調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がある場合はその日、または株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がない場合は、調整後<u>引換</u>比率を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。

<u>発行の普通株式数を 1,000 で除した数を転換比率調</u> 整式において使用するものとする。

(5) <u>転換</u>比率調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割により普通株式を発行する 場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって普通株式 <u>に転換</u>または新株<u>引受権を行使できる証券</u>を発行す る場合には、当該<u>転換</u>価額または新株<u>引受</u>権の行使 価額

前記(1) 号の決定された<u>転換</u>価額または行使価額 が<u>転換</u>比率調整式に使用する時価を下回る場合に は、当該<u>転換</u>価額または新株<u>引受</u>権の行使価額 をそれぞれいうものとする。

(6) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の<u>転換により発行</u>すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

<u>転換により発行</u>すべ = 本優先株主が<u>転換請求のため</u> × 転換比率

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって 1株に満たない端数を生じたときは、1株の1,000分の1の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載また は記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、 これを切り捨てる。

(丙種第一回優先株式についての転換の定め)

第5条 丙種第一回優先株式について、第16条に規定する<u>転換</u>を請求し得べき期間および<u>転換</u>の<u>条件</u>は、次のとおりとする。

1. 転換を請求し得べき期間

平成14年1月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2. 転換の条件

本優先株式は、<u>下記の転換の条件で、</u>当会社の普通 株式<u>に転換</u>することができる。

イ. 転換価額

本優先株式<u>は、下記転換価額により、</u>当会社の普通 株式<u>に転換することができる</u>。

転換価額 = 平成 17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株 式の併合の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の転換価額× 1,000

口. 転換価額の修正

変 更 定 款 案

(5) <u>引換</u>比率調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通 株式を発行<u>または自己株式である普通株式を処分</u>す る場合には、当該払込金額 (金銭以外の財産による 払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式を発行する場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって<u>当会社の</u>普通株式<u>の交付を請求できる取得請求権付株式</u>または新株<u>予約権(新株予約権付社債を含む)</u>を発行する場合には、当該<u>株式の取得と引換えに交付される</u>普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額

前記(1) 号の決定された<u>普通株式の引換</u>価額また は<u>新株予約権の</u>行使価額が<u>引換</u>比率調整式に使用す る時価を下回る場合には、当該<u>引換</u>価額または新株 予約権の行使価額

をそれぞれいうものとする。

二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式 数

本優先株式の<u>取得と引換えに交付</u>すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

 取得と引換えに交付
 =
 本優先株主が取得を請求した
 × 引換

 すべき普通株式数
 本優先株式数

(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容)

第2条 丙種第一回優先株式について、第16条に規定する<u>取得</u>を請求し得べき期間および<u>取得請求権の内容</u>は、次のとおりとする。

1. 取得を請求し得べき期間

平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2. 取得請求権の内容

本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。

イ.<u>引換</u>価額

本優先株式<u>の取得と引換えに交付する</u>当会社の普通 株式<u>の数を算出するための引換価額は、次のとおり</u> とする。

引換価額 = 平成 18年3月31日終了の事業年度にかか る定時株主総会において決議された<u>定款</u> 変更の効力発生日の前日において有効な 丙種第一回優先株式の転換価額

口. 引換価額の修正

転換価額は、平成 18 年 1 月 1 日以降平成 27 年 1 月 1 日まで毎年 1 月 1 日 (以下修正日という) に、修正日現在における時価 (以下修正後転換価額という) に修正される。ただし、修正後転換価額が 166,700円 (以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整し、平成17 年 3 月31 日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)については、時価の計算においてこれを 1,000 倍して使用するものとする。

八.転換価額の調整

(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の転換価額 (下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下転換価額調整式という)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額(以下調整後転換価額という)が 133,300 円を下回る場合には、133,300 円をもって調整後転換価額とする。転換価額調整式の計算については、10 円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数×1 株当たり払込金額
 調整後転換価額 = 調整前転換価額×
 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、払込期日の翌日以降、または<u>募</u> <u>集のための</u>株主割当日がある場合はその日の翌日以 降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、株式の分割のための<u>株主割当</u>日の翌日以降、これを適用する。<u>ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</u>

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式<u>に転換</u>または新株<u>引受権を行</u> 使できる証券を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、その<u>証券</u>の発行日に、または<u>募</u> 集のための<u>株主割当</u>日がある場合はその日の終わり に、発行される証券の全額が転換またはすべての新

变 更 定 款 案

引換価額は、平成 27年1月1日まで毎年1月1日(以下修正日という) に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が166,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八. に準じ て調整される。

八. 引換価額の調整

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記 イ.またはロ.の引換価額 (下限引換価額を含む) を次に定める算式(以下引換価額調整式という)に より調整する。ただし、引換価額調整式により計算 される引換価額(以下調整後引換価額という)が 133,300円を下回る場合には、133,300円をもって調 整後引換価額とする。引換価額調整式の計算につい ては、10円の位まで算出し、その 10円の位を四捨 五入する。

引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通株式を処分</u>する場合

調整後<u>引換</u>価額は、払込期日の翌日<u>または払込期間</u>の末日の翌日以降、または株主<u>に対する割当てのための基準</u>日がある場合はその日の翌日以降、これを 適用する。

株式の分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式 を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、株式の分割<u>または株式無償割当</u> てのための基準日の翌日以降、これを適用する。

引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式<u>の交付を請求できる取得請求権付株式</u>または新株<u>予約権(新株予約権付社債を含</u>む)を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、その<u>株式または新株予約権</u>の発 行日に、または<u>株主に対する割当て</u>のための<u>基準</u>日

現行定款

株<u>引受</u>権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>割当</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換</u>または新株<u>引受</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後<u>転換</u>価額は、当該価額決定日に残存する<u>証券</u>の全額が<u>転換</u>またはすべての新株<u>引受</u>権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換</u>または新株<u>引受</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が合理的に適当と判断する転換価額に変更される。
- (3) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価 額を適用する日(ただし、前記(1) 号ただし書きの 場合には株主割当日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社 の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含 む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。た だし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の 間に、当該転換価額の調整をもたらす事由が生じた 場合においては、調整後転換価額は、本項八.に準 じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にか かる定時株主総会において決議された株式の併合の <u>効力発生日の前日までの日における当会社の普通株</u> 式の普通取引の終値(気配表示を含む)については、 時価の計算においてこれを 1,000 倍して使用するも のとする。
- (4) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。
- (5) <u>転換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

変 更 定 款 案

がある場合はその日の終わりに、発行される<u>株式</u>の 全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株<u>予約</u>権が行使されたものと みなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>基準</u>日 の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、 かかるみなし株式数は、実際に当該<u>取得</u>または新株 <u>予約</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上 回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後<u>引換</u>価額は、当該価額決定日に残存する<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株<u>予約</u>権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>取得</u>または新株<u>予約</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により<u>引換</u>価額(下限引<u>換</u>価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が合理的に適当と判断する引換価額に変更される。
- (3) <u>引換</u>価額調整式に使用する時価は、調整後<u>引換</u>価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に、当該<u>引換</u>価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後<u>引換</u>価額は、本項八.に準じて調整する。
- (4) <u>引換</u>価額調整式に使用する調整前<u>引換</u>価額は、調整後<u>引換</u>価額を適用する前日において有効な<u>引換</u>価額とし、また、<u>引換</u>価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がある場合はその日の、または株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がない場合は、調整後<u>引換</u>価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。
- (5) <u>引換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通 株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外 の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割により普通株式を発行する 場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって普通株式 <u>に転換</u>または新株引受権を行使できる証券を発行す る場合には、当該<u>転換</u>価額または新株<u>引受</u>権の行使 価額

前記(1) 号の決定された<u>転換</u>価額または行使価額 が<u>転換</u>価額調整式に使用する時価を下回る場合に は、当該<u>転換</u>価額または新株<u>引受</u>権の行使価額 をそれぞれいうものとする。

(6) <u>転換</u>価額調整式により算出された調整後<u>転換</u>価額と調整前<u>転換</u>価額との差額が 1,000 円未満にとどまるときは、<u>転換</u>価額の調整は、これを行わない。ただし、その後<u>転換</u>価額の調整を必要とする事由が発生し、<u>転換</u>価額を算出する場合には、<u>転換</u>価額調整式中の調整前<u>転換</u>価額に代えて調整前<u>転換</u>価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の<u>営業</u>年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に<u>転換</u>価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。

(7) 転換により発行すべき普通株式数本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

本優先株主が転換請求のために提出した

<u>転換により発行</u>すべき 普通株式数 本優先株式の発行価額総額 転換価額

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって 1株に満たない端数を生じたときは、1 株の 1,000 分の 1 の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載ま たは記録し、1 株の1,000 分の 1 未満の端数について

は、これを切り捨てる。

(丁種第一回優先株式についての転換の定め)

第6条 丁種第一回優先株式について、第16条に規定する<u>転換</u>を請求し得べき期間および<u>転換の条件</u>は、次のとおりとする。

1. 転換を請求し得べき期間

平成14年3月1日から 平成19年7月31日 (日本時間) までとする。ただし、株主総会において権利を行使 すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該 基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を 除く。

2. 転換の条件

ーーー 本優先株式は、<u>下記の転換の条件で、</u>当会社の普通 株式に転換することができる。

变 更 定 款 案

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通株式を処分</u>する場合には、当該払込金額 (金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式を発行する場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって<u>当会社の</u>普通株式<u>の交付を請求できる取得請求権付株式</u>または新株<u>予約権(新株予約権付社債を含む)</u>を発行する場合には、当該<u>株式の取得と引換えに交付される</u>普通株式の引換価額または新株<u>予約</u>権の行使価額

前記(1) 号の決定された<u>普通株式の引換</u>価額また は<u>新株予約権の</u>行使価額が<u>引換</u>価額調整式に使用す る時価を下回る場合には、当該<u>引換</u>価額または新株 予約権の行使価額

をそれぞれいうものとする。

(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が1,000 円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の<u>事業</u>年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に<u>引換</u>価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。

<u>二.</u> <u>本優先株式の取得と引換えに交付</u>すべき普通株式 数

本優先株式の<u>取得と引換えに交付</u>すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

本優先株主が取得を請求した

<u>取得と引換えに交付</u>す べき普通株式数

本優先株式の発行価額総額

引換価額

(丁種第一回優先株式の取得請求権の内容)

第3条 丁種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。

1.取得を請求し得べき期間

平成19年7月31日 (日本時間)までとする。ただし、 株主総会において権利を行使すべき株主を確定する ための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株 主総会終結の日までの期間を除く。

2. 取得請求権の内容

本優先株式<u>を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会</u>社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式<u>を交付することを請求</u>することができる。

案

現 行 定 款

イ.<u>転換</u>価額

本優先株式<u>は、下記転換価額により、</u>当会社の普通 株式に転換することができる。

転換価額 = 平成 17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日において有効な丁種第一回優先株式の転換価額×1,000

口. 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成18年10月1日まで毎年10月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、計算の結果修正後転換価額が修正前転換価額を上回る場合は、修正前転換価額をもって修正後転換価額とし、また、計算の結果修正後転換価額が496,300円(ただし、下記八・により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。

<u>-----</u>ハ.<u>転換</u>価額の調整

(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の転換価額(下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下転換価額調整式という)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額(以下調整後転換価額という)が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。転換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 × 1 株当たり払込金額 1 株当たり時価 調整後転換価額 = 調整前転換価額× | F 発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額 をもって普通株式を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、払込期日の翌日以降、または<u>募</u> <u>集のための</u>株主割当日がある場合はその日の翌日以 降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、株式の分割のための<u>株主割当</u>日 の翌日以降、これを適用する。<u>ただし、配当可能利</u>

______変 _ § イ . <u>引換</u>価額

更

本優先株式<u>の取得と引換えに交付する</u>当会社の普通 株式<u>の数を算出するための引換価額は、次のとおり</u> とする。

款

定

引換価額 = 平成 18年3月31日終了の<u>事業</u>年度にかか る定時株主総会において決議された<u>定款</u> 変更の効力発生日の前日において有効な 丁種第一回優先株式の転換価額

口. 引換価額の修正

引換価額は、平成18年10月1日(以下修正日という) に、修正日現在における時価(以下修正後<u>引換</u>価額 という)に修正される。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、計算の結果修正後引換価額が修正前引換価額を上回る場合は、修正前引換価額をもって修正後引換価額とし、また、計算の結果修正後引換価額が496,300円(ただし、下記八・により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じ て調整される。

八.<u>引換</u>価額の調整

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額以下調整後引換価額という)が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する

既発行普通株式数×1株当たり払込金額 調整後<u>引換</u>価額 = 調整前<u>引換</u>価額× 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通</u> 株式を処分する場合

調整後<u>引換</u>価額は、払込期日の翌日<u>または払込期間</u>の末日の翌日以降、または株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

株式の分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式 を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、株式の分割<u>または株式無償割当</u> てのための基準日の翌日以降、これを適用する。

変 更 定 款 案

益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式<u>に転換</u>または新株<u>引受権を行</u> 使できる証券を発行する場合

調整後転換価額は、その<u>証券</u>の発行日に、または<u>募</u>集のための<u>株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券</u>の全額が転換またはすべての新株<u>引受</u>権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>割当</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株<u>引受</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により<u>転換</u>価額(下限 <u>転換</u>価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と 判断する転換価額に変更される。
- (3) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価 額を適用する日(ただし、<u>前記(1) 号ただし書きの</u> <u>場合には株主割当日、また、</u>前記(1) 号の場合には 当該証券の発行日)に先立つ 45 取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の 普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む) の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、 平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の 位を四捨五入する。なお、上記45 取引日の間に、当 該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合にお いては、調整後転換価額は、本項ハ.に準じて調整 し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時 株主総会において決議された株式の併合の効力発生 日の前日までの日における当会社の普通株式の普通 取引の終値 (気配表示を含む) については、時価の <u>計算においてこれを 1,000 倍して使用するものと</u>す る。
- (4) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。
- (5) <u>転換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通 株式を発行する場合には、当該払込金額 (金銭以外 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式<u>の交付を請求できる取得請求権付株式</u>または新株<u>予約権(新株予約権付社債を含</u>む)を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、その<u>株式または新株予約権</u>の発行日に、または<u>株主に対する割当て</u>のための<u>基準</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株<u>予約</u>権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>取得</u>または新株<u>予約</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により<u>引換</u>価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する<u>引換</u>価額に変更される。
- (3) <u>引換</u>価額調整式に使用する時価は、調整後<u>引換</u>価額を適用する日(ただし、前記(1) 号の場合には当該<u>株式または新株予約権</u>の発行日)に先立つ 45 取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。なお、上記45 取引日の間に、当該<u>引換</u>価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後<u>引換</u>価額は、本項八・に準じて調整する。
- (4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当でのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当でのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。
- (5) <u>引換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通 株式を発行または自己株式である普通株式を処分す 現行定款

の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割により普通株式を発行する 場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって普通株式 <u>に転換</u>または新株<u>引受権を行使できる証券</u>を発行す る場合には、当該<u>転換</u>価額または新株<u>引受</u>権の行使 価額

をそれぞれいうものとする。

(6) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の<u>転換により発行</u>すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

本優先株主が転換請求のために提出した

<u>転換により発行</u>すべき 普通株式数 本優先株式の発行価額総額

転換価額

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数を生じたときは、1 株の 1,000 分 の 1 の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載また は記録し、1 株の1,000 分の 1 未満の端数については、 これを切り捨てる。_

(戊種第一回優先株式についての転換の定め)

第7条 戊種第一回優先株式について、第16条に規定する<u>転換</u>を請求し得べき期間および<u>転換</u>の<u>条件</u>は、次のとおりとする。

1. 転換を請求し得べき期間

平成14年7月1日から平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2.転換の条件

本優先株式は、<u>下記の転換の条件で、</u>当会社の普通 株式に転換することができる。

イ. 転換価額

本優先株式<u>は、下記転換価額により、</u>当会社の普通 株式<u>に転換することができる</u>。

転換価額 = 平成 17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株 式の併合の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の転換価額× 1,000

口.転換価額の修正

転換価額は、平成18 年 7 月 1 日以降 平成21 年 7 月 1 日まで毎年7月 1 日 (以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が 359,700 円 (ただし、下記八.により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45 取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除

変 更 定 款 案

る場合には、当該払込金額 (金銭以外の財産による 払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式を発行する場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって<u>当会社の</u>普通株式<u>の交付を請求できる取得請求権付株式</u>または新株<u>予約権(新株予約権付社債を含む)</u>を発行する場合には、当該<u>株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換</u>価額または新株<u>予約</u>権の行使価額をそれぞれいうものとする。

<u>二.</u> 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式 数

本優先株式の<u>取得と引換えに交付</u>すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

本優先株主が<u>取得を請求</u>した

取得と引換えに交付す べき普通株式数

本優先株式の発行価額総額 引換価額

(戊種第一回優先株式の取得請求権の内容)

第4条 戊種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。

1.取得を請求し得べき期間

平成21 年11 月 30 日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2.取得請求権の内容

本優先株式<u>を有する優先株主</u>は、<u>取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の</u>当会社の普通株式<u>を交付することを請求</u>することができる。

イ. 引換価額

本優先株式<u>の取得と引換えに交付する</u>当会社の普通 株式<u>の数を算出するための引換価額は、次のとおり</u> とする。

引換価額 = 平成 18年3月31日終了の<u>事業</u>年度にかか る定時株主総会において決議された<u>定款</u> 変更の効力発生日の前日において有効な 戊種第一回優先株式の転換価額

ロ.引換価額の修正

引換価額は、平成21年7月1日まで毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(ただし、下記八.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45 取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除

く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで 算出し、その10円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じ て調整される。

八.<u>転換</u>価額の調整

(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ・または ロ・の転換価額 (下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下転換価額調整式という)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額(以下調整後転換価額という)が 100,000 円を下回る場合には、100,000 円をもって調整後転換価額とする。転換価額調整式の計算については、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額 をもって普通株式を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、払込期日の翌日以降、または<u>募</u> <u>集のための</u>株主割当日がある場合はその日の翌日以 降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための<u>株主割当</u>日の翌日以降、これを適用する。<u>ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</u>

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式<u>に転換</u>または新株<u>引受権を行</u> 使できる証券を発行する場合

調整後転換価額は、その<u>証券</u>の発行日に、または<u>募</u>集のための<u>株主割当</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>証券</u>の全額が転換またはすべての新株<u>引受</u>権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>割当</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株<u>引受</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

普通株式<u>に転換または</u>新株<u>引受権を行使できる証券</u>であって、<u>転換</u>価額または新株<u>引受</u>権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている<u>証券</u>を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式

変 更 定 款 案

く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで 算出し、その10円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じ て調整される。

八.引換価額の調整

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記 イ・または ロ・の<u>引換</u>価額 (下限<u>引換</u>価額を含む) を次に定める算式(以下<u>引換</u>価額調整式という)に より調整する。ただし、<u>引換</u>価額調整式により計算 される<u>引換</u>価額 (以下調整後<u>引換</u>価額という)が 100,000 円を下回る場合には、100,000 円をもって調 整後<u>引換</u>価額とする。<u>引換</u>価額調整式の計算につい ては、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨 五入する。

引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通</u> 株式を処分する場合

調整後<u>引換</u>価額は、払込期日の翌日<u>または払込期間</u> <u>の末日の翌日</u>以降、または株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がある場合はその日の翌日以降、これを 適用する。

株式の分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式 を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、株式の分割<u>または株式無償割当</u> <u>て</u>のための<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。

引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求 権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、その<u>株式または新株予約権</u>の発行日に、または<u>株主に対する割当て</u>のための<u>基準</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株<u>予約</u>権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>取得</u>または新株<u>予約</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を

に使用する時価を下回る場合

調整後<u>転換</u>価額は、当該価額決定日に残存する<u>証券</u>の全額が転換またはすべての新株<u>引受</u>権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換</u>または新株<u>引受</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により<u>転換</u>価額(下限 転換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締 役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と 判断する転換価額に変更される。
- (3) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価 額を適用する日(ただし、<u>前記(1) 号ただし書きの</u> <u>場合には株主割当日、また、</u>前記(1) 号の場合には 当該証券の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の 普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む) の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、 平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の 位を四捨五入する。なお、上記45 取引日の間に、当 該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合にお いては、調整後転換価額は、本項ハ.に準じて調整 し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時 株主総会において決議された株式の併合の効力発生 日の前日までの日における当会社の普通株式の普通 取引の終値(気配表示を含む)については、時価の <u>計算においてこれを 1,000 倍して使用するものと</u>す る。
- (4) <u>転換</u>価額調整式に使用する調整前<u>転換</u>価額は、調整後<u>転換</u>価額を適用する前日において有効な<u>転換</u>価額とし、また、<u>転換</u>価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後<u>転換</u>価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。
- (5) <u>転換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通 株式を発行する場合には、当該払込金額 (金銭以外 の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割により普通株式を発行する 場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって普通株式 <u>に転換</u>または新株<u>引受権を行使できる証券</u>を発行す る場合には、当該<u>転換</u>価額または新株<u>引受</u>権の行使 価額

前記(1) 号の決定された<u>転換</u>価額または行使価額 が<u>転換</u>価額調整式に使用する時価を下回る場合に は、当該転換価額または新株引受権の行使価額

変 更 定 款 案

発行した場合において、決定された<u>普通株式の引換</u>価額または<u>新株予約権の</u>行使価額が<u>引換</u>価額調整式 に使用する時価を下回る場合

調整後<u>引換</u>価額は、当該価額決定日に残存する<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株<u>予約</u>権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>取得</u>または新株<u>予約</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により<u>引換</u>価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する引換価額に変更される。
- (3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日(ただし、前記(1)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八・に準じて調整する。
- (4) <u>引換</u>価額調整式に使用する調整前<u>引換</u>価額は、調整後<u>引換</u>価額を適用する前日において有効な<u>引換</u>価額とし、また、<u>引換</u>価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がある場合はその日の、または株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がない場合は、調整後<u>引換</u>価額を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数<u>(自己株式である普通株式の数を除く)</u>とする。
- (5) <u>引換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通 株式を発行<u>または自己株式である普通株式を処分</u>す る場合には、当該払込金額 (金銭以外の財産による 払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式を発行する場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって<u>当会社の</u>普通株式<u>の交付を請求できる取得請求権付株式</u>または新株<u>予約権(新株予約権付社債を含む)</u>を発行する場合には、当該<u>株式の取得と引換えに交付される</u>普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額

前記(1) 号の決定された<u>普通株式の引換</u>価額また は<u>新株予約権の</u>行使価額が<u>引換</u>価額調整式に使用す る時価を下回る場合には、当該<u>引換</u>価額または新株

をそれぞれいうものとする。

(6) <u>転換により発行</u>すべき普通株式数

本優先株式の<u>転換により発行</u>すべき当会社の普通 株式数は、次のとおりとする。

本優先株主が<u>転換請求のために提出</u>した

転換により発行すべき 普通株式数 本優先株式の発行価額総額 転換価額

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数を生じたときは、1 株の 1,000 分 の 1 の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載また は記録し、1 株の1,000 分の 1 未満の端数については、 これを切り捨てる。

(己種第一回優先株式についての転換の定め)

第8条 己種第一回優先株式について、第16条に規定する<u>転換</u>を請求し得べき期間および<u>転換</u>の条件は、次のとおりとする。

1. 転換を請求し得べき期間

平成15年7月1日から平成26年11月30日までとする。 ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を 確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象 となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2. 転換の条件

本優先株式は、<u>下記の転換の条件で、</u>当会社の普通 株式に転換することができる。

イ.<u>転換</u>価額

本優先株式<u>は、下記転換価額により、</u>当会社の普通 株式に転換することができる。

転換価額 = 平成 17年3月31日終了の<u>営業</u>年度にかかる定時株主総会において決議された<u>株</u>式の併合の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の転換価額×1,000

ロ.転換価額の修正

転換価額は、平成 18 年 7 月 1 日以降平成 26 年 7 月 1 日まで毎年 7 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が 359,700円(ただし、下記八・により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じ て調整される。

八.転換価額の調整

(1) <u>本優先株式発行後</u>次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の<u>転換</u>価額 (下限

変 更 定 款 案

<u>予約</u>権の行使価額 をそれぞれいうものとする。

二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式 数

本優先株式の<u>取得と引換えに交付</u>すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

本優先株主が<u>取得を請求</u>した

<u>取得と引換えに交付</u>す べき普通株式数 本優先株式の発行価額総額

引換価額

(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)

第5条 己種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。

1. 取得を請求し得べき期間

平成26 年11 月30 日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2. 取得請求権の内容

本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。

イ. 引換価額

本優先株式<u>の取得と引換えに交付する</u>当会社の普通 株式<u>の数を算出するための引換価額は、次のとおり</u> とする。

□ 1換価額 = 平成 18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款 変更の効力発生日の前日において有効な 己種第一回優先株式の転換価額

ロ.<u>引換</u>価額の修正

引換価額は、平成26年7月1日まで毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(ただし、下記八.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じ て調整される。

八. 引換価額の調整

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記 イ.またはロ.の<u>引換</u>価額 (下限<u>引換</u>価額を含む)

転換価額を含む)を次に定める算式(以下転換価額 調整式という)により調整する。ただし、転換価額 調整式により計算される転換価額(以下調整後転換 価額という)が 100,000 円を下回る場合には、100,000 円をもって調整後転換価額とする。転換価額調整式の計算については、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 × 1 株当たり払込金額 1 株当たり時価 1 株当たり時価 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額 をもって普通株式を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、払込期日の翌日以降、または<u>募</u> <u>集のための</u>株主割当日がある場合はその日の翌日以 降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、株式の分割のための<u>株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</u>

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後転換価額は、その<u>証券</u>の発行日に、または<u>募</u>集のための<u>株主割当</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>証券</u>の全額が転換またはすべての新株<u>引受</u>権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>割当</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株<u>引受</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

普通株式<u>に転換または</u>新株<u>引受権を行使できる証券</u>であって、<u>転換</u>価額または新株<u>引受</u>権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている<u>証券</u>を発行した場合において、決定された<u>転換</u>価額または行使価額が<u>転換</u>価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後<u>転換</u>価額は、当該価額決定日に残存する<u>証券</u>の全額が<u>転換</u>またはすべての新株<u>引受</u>権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換</u>または新株<u>引受</u>権の行使が

变 更 定 款 案

を次に定める算式(以下<u>引換</u>価額調整式という)により調整する。ただし、<u>引換</u>価額調整式により計算される<u>引換</u>価額(以下調整後<u>引換</u>価額という)が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後<u>引換</u>価額とする。<u>引換</u>価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 * 1 株当たり払込金額 1 株当たり時価 調整後<u>引換</u>価額 = 調整前<u>引換</u>価額 * 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通株式を処分</u>する場合

調整後<u>引換</u>価額は、払込期日の翌日<u>または払込期間</u>の末日の翌日以降、または株主<u>に対する割当てのための基準</u>日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

株式の分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式 を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、株式の分割<u>または株式無償割当</u> <u>て</u>のための<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。

引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式<u>の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合</u>

調整後<u>引換</u>価額は、その<u>株式または新株予約権</u>の発行日に、または<u>株主に対する割当て</u>のための<u>基準</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株<u>予約</u>権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>取得</u>または新株<u>予約</u>権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後<u>引換</u>価額は、当該価額決定日に残存する<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株<u>予約</u>権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、

なされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する転換価額に変更される。
- (3) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価 額を適用する日(ただし、前記(1) 号ただし書きの 場合には株主割当日、また、前記(1) 号の場合には 当該証券の発行日)に先立つ 45 取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の 普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む) の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、 平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の 位を四捨五入する。なお、上記45 取引日の間に、当 該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合にお いては、調整後転換価額は、本項八.に準じて調整 し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時 株主総会において決議された株式の併合の効力発生 日の前日までの日における当会社の普通株式の普通 取引の終値(気配表示を含む)については、時価の 計算においてこれを 1,000 倍して使用するものとす
- (4) <u>転換</u>価額調整式に使用する調整前<u>転換</u>価額は、調整後<u>転換</u>価額を適用する前日において有効な<u>転換</u>価額とし、また、<u>転換</u>価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後<u>転換</u>価額を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を 1,000 で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。
- (5) <u>転換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通 株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外 の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割により普通株式を発行する 場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって普通株式 <u>に転換</u>または新株引受権を行使できる証券を発行す る場合には、当該<u>転換</u>価額または新株<u>引受</u>権の行使 価額

前記(1) 号の決定された<u>転換</u>価額または行使価額 が<u>転換</u>価額調整式に使用する時価を下回る場合に は、当該<u>転換</u>価額または新株<u>引受</u>権の行使価額 をそれぞれいうものとする。

(6) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の<u>転換により発行</u>すべき当会社の普通株 式数は、次のとおりとする。 变 更 定 款 案

実際に当該<u>取得</u>または新株<u>予約</u>権の行使がなされた 結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発 行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する引換価額に変更される。
- (3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日(ただし、前記(1) 号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記4取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八・に準じて調整する。
- (4) <u>引換</u>価額調整式に使用する調整前<u>引換</u>価額は、調整後<u>引換</u>価額を適用する前日において有効な<u>引換</u>価額とし、また、<u>引換</u>価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がある場合はその日の、または株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がない場合は、調整後<u>引換</u>価額を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数 (自己株式である普通株式の数を除く)とする。
- (5) 引換価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通株式を処分</u>する場合には、当該払込金額 (金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式を発行する場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって<u>当会社の</u>普通株式<u>の交付を請求できる取得請求権付株式</u>または新株<u>予約権(新株予約権付社債を含む)</u>を発行する場合には、当該<u>株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換</u>価額または新株<u>予約</u>権の行使価額

前記(1) 号の決定された<u>普通株式の引換</u>価額また は<u>新株予約権の</u>行使価額が<u>引換</u>価額調整式に使用す る時価を下回る場合には、当該<u>引換</u>価額または新株 <u>予約</u>権の行使価額

をそれぞれいうものとする。

二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の<u>取得と引換えに交付</u>すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

案

款

本優先株主が取得を請求した

本優先株式の発行価額総額

<u>引換</u>価額

現 行 定 款

本優先株主が転換請求のために提出した

転換により発行すべき 普通株式数 = ― 本優先株式の発行価額総額 転換価額

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数を生じたときは、1 株の 1,000 分 の 1 の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載また は記録し、1 株の1,000 分の 1 未満の端数については、 これを切り捨てる。

(第1種第一回優先株式の取得請求権の内容)

- 第6条 第1種第一回優先株式について、第16条に規定 する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内 容は、次のとおりとする。
- 1.取得を請求し得べき期間

変

取得と引換えに交付す

べき普诵株式数

更

定

本優先株式は、平成 18 年 7 月 1 日以降いつでも<u>取得</u> を請求できるものとする。

2.取得請求権の内容

本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。

イ. 当初引換価額

当初引換価額は、平成 18年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が28,000円(ただし、下記ハにより調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に後記八・に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ・に準じて調整される。

口. 引換価額の修正

当初引換価額は、平成 18 年 8 月 1 日以降毎年 8 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45 取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じ て調整される。

八.引換価額の調整

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ・またはロ・の<u>引換</u>価額 (下限<u>引換</u>価額を含む)を次に定める算式(以下<u>引換</u>価額調整式という)により調整する。<u>引換</u>価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その 10円の位を四捨五入する。

(第1種第一回優先株式についての転換の定め)

第9条 第1種第一回優先株式について、第16条に規定 する<u>転換</u>を請求し得べき期間および<u>転換</u>の<u>条件</u>は、 次のとおりとする。

1. 転換を請求し得べき期間

本優先株式は、平成18年7月1日以降いつでも<u>転換</u>できるものとする。

2.<u>転換</u>の<u>条件</u>

本優先株式は、<u>下記の転換の条件で、</u>当会社の普通 株式に転換することができる。

イ. 当初転換価額

当初<u>転換</u>価額は、平成 18 年 7 月 1 日 (以下<u>転換</u>開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初<u>転換</u>価額が 28,000 円 (ただし、下記八.により調整する。以下下限<u>転換</u>価額という)を下回る場合は、当初<u>転換</u>価額は、かかる下限<u>転換</u>価額とする。この場合に使用する時価は、<u>転換</u>開始期日に先立つ45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整される。

口. 転換価額の修正

当初転換価額は、平成 18 年 8 月 1 日以降毎年 8 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45 取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じ て調整される。

八.転換価額の調整

(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の<u>転換</u>価額 (下限<u>転換</u>価額を含む)を次に定める算式(以下<u>転換</u>価額調整式という)により調整する。<u>転換</u>価額調整式の計算については、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数×1株当たり払込金額

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

現 行 定 款

変 更 定 款 案

調整後引換価額 = 調整前引換価額 x

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 ×1 株当たり払込金額

調整後転換価額 = 調整前転換価額 x

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額 をもって普通株式を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、払込期日の翌日以降、または<u>募</u> <u>集のための</u>株主割当日がある場合はその日の翌日以 降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための<u>株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</u>

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権を行使できる証券(新株予約権付社債を含む)を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、その<u>証券</u>または新株予約権の発行日に、または<u>募集</u>のための<u>株主割当</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>証券</u>の全額が<u>転換</u>またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>割当</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換</u>または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

当会社の普通株式に転換できる証券または当会社 の普通株式の交付を請求できる新株予約権<u>もしくは</u> 新株予約権を行使できる証券(新株予約権付社債を 含む)であって、転換価額または新株予約権の行使 価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以 下価額決定日という)の時価を基準として決定され るものとされている証券または新株予約権を発行し た場合において、決定された転換価額または行使価 額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合 調整後転換価額は、当該価額決定日に残存する証券 の全額が転換またはすべての新株予約権が行使され たものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これ を適用する。以降の調整において、かかるみなし株 式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使が なされた結果発行された株式数を上回る限りにおい て、既発行の普通株式数に算入される。

(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた

<u>引換</u>価額調整式に使用する時価を下回る払込金額 をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通</u>

株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間 の末日の翌日以降、または株主に対する割当でのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを 適用する。

株式の分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式 を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、株式の分割<u>または株式無償割当</u> てのための基準日の翌日以降、これを適用する。

引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求 権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、その<u>株式</u>または新株予約権の発行日に、または<u>株主に対する割当て</u>のための<u>基準</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>株式</u>の<u>全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、</u>またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>取得</u>または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

当会社の普通株式の交付を請求できる<u>取得請求権</u>付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている<u>株式</u>または新株予約権を発行した場合において、決定された<u>普通株式の引換</u>価額または<u>新株予約権の</u>行使価額が<u>引換</u>価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後<u>引換</u>価額は、当該価額決定日に残存する<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた

現行定款

者)が適当と判断する転換価額に変更される。

- (3) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価 額を適用する日(ただし、<u>前記(1) 号ただし書きの</u> 場合には株主割当日、また、前記(1) 号の場合には 当該証券または新株予約権の発行日)に先立つ 45 取 引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所 における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除 く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位ま で算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上 記45 取引日の間に、当該転換価額の調整をもたらす 事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、 本項八.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の 営業年度にかかる定時株主総会において決議された 株式の併合の効力発生日の前日までの日における当 <u>会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)</u> <u>については、時価の計算においてこれを 1,000 倍し</u> <u>て使用するものと</u>する。
- (4) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。
- (5) <u>転換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通 株式を発行する場合には、当該払込金額 (金銭以外 の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割により普通株式を発行する 場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって<u>普通株式</u> <u>に転換できる証券または</u>当会社の普通株式の交付を 請求できる新株予約権<u>もしくは新株予約権を行使で</u> <u>きる証券</u>(新株予約権付社債を含む)を発行する場 合には、当該<u>転換</u>価額または新株予約権の行使価額 (新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使 価額に発行価額を加算した額)

前記(1) 号の決定された<u>転換</u>価額または行使価額が<u>転換</u>価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該<u>転換</u>価額または新株予約権の行使価額(新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額)

をそれぞれいうものとする。

(6) <u>転換</u>価額調整式により算出された調整後<u>転換</u>価額と調整前<u>転換</u>価額との差額が 1,000 円未満にとどまるときは、<u>転換</u>価額の調整は、これを行わない。ただし、その後<u>転換</u>価額の調整を必要とする事由が発生し、<u>転換</u>価額を算出する場合には、<u>転換</u>価額調整式中の調整前<u>転換</u>価額に代えて調整前<u>転換</u>価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の<u>営業</u>年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである

変 更 定 款 案

- 者)が適当と判断する<u>引換</u>価額に変更される。
 (3) <u>引換</u>価額調整式に使用する時価は、調整後<u>引換</u>価額を適用する日(ただし、前記(1) 号の場合には当該<u>株式</u>または新株予約権の発行日)に先立つ 45 取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。なお、上記45 取引日の間に、当該<u>引換</u>価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後<u>引換</u>価額は、本項八.に準じて調整する。
- (4) <u>引換</u>価額調整式に使用する調整前<u>引換</u>価額は、調整後<u>引換</u>価額を適用する前日において有効な<u>引換</u>価額とし、また、<u>引換</u>価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がある場合はその日の、または株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がない場合は、調整後<u>引換</u>価額を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数<u>(自己株式である普通株式の数を除く)</u>とする。
- (5) <u>引換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通株式を処分</u>する場合には、当該払込金額 (金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式を発行する場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって当会社の 普通株式の交付を請求できる<u>取得請求権付株式また</u> <u>は</u>新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行す る場合には、当該株式の取得と引換えに交付される 普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額 (新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使 価額に発行価額を加算した額)

前記(1) 号の決定された<u>普通株式の引換</u>価額または<u>新株予約権の</u>行使価額が<u>引換</u>価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該<u>引換</u>価額または新株予約権の行使価額(新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額)をそれぞれいうものとする。

(6) <u>引換</u>価額調整式により算出された調整後<u>引換</u>価額と調整前<u>引換</u>価額との差額が 1,000 円未満にとどまるときは、<u>引換</u>価額の調整は、これを行わない。ただし、その後<u>引換</u>価額の調整を必要とする事由が発生し、<u>引換</u>価額を算出する場合には、<u>引換</u>価額調整式中の調整前<u>引換</u>価額に代えて調整前<u>引換</u>価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の<u>事業</u>年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである

場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に<u>転換</u>価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。

<u>(7)</u> 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の<u>転換により発行</u>すべき当会社の普通株 式数は、次のとおりとする。

本優先株主が転換請求のために提出した

転換により発行すべき = -

本優先株式の発行価額総額

普通株式数 転換価額

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数を生じたときは、1 株の 1,000 分 の 1 の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載また は記録し、1 株の1,000 分の 1 未満の端数については、 これを切り捨てる。

(第2種第一回優先株式についての転換の定め)

第10条 第2種第一回優先株式について、第 16条に規定 する<u>転換</u>を請求し得べき期間および<u>転換</u>の条件は、次 のとおりとする。

1. 転換を請求し得べき期間

本優先株式は、平成 20 年 7 月 1 日以降いつでも<u>転換</u> できるものとする。

2. 転換の条件

本優先株式は、<u>下記の転換の条件で、</u>当会社の普通 株式に転換することができる。

イ. 当初転換価額

当初転換価額は、平成20年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が20,000円(ただし、下記八により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額は、かかる下限転換価額という。を下回る場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記八・に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八・に準じて調整される。

ロ.<u>転換</u>価額の修正

当初転換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じ て調整される。 変 更 定 款 案

場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に<u>引換</u>価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。

<u>二.</u> <u>本優先株式の取得と引換えに交付</u>すべき普通株式 数

本優先株式の<u>取得と引換えに交付</u>すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

本優先株主が<u>取得を請求</u>した

取得と引換えに交付す _

本優先株式の発行価額総額

(第2種第一回優先株式<u>の取得請求権の内容</u>)

第7条 第2種第一回優先株式について、第 16 条に規定 する<u>取得</u>を請求し得べき期間および<u>取得請求権</u>の<u>内容</u> は、次のとおりとする。

1.取得を請求し得べき期間

本優先株式は、平成20年7月1日以降いつでも<u>取得</u> を請求できるものとする。

2. 取得請求権の内容

本優先株式<u>を有する優先株主</u>は、<u>取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の</u>当会社の普通株式<u>を交付することを請求</u>することができる。

イ. 当初引換価額

当初<u>引換</u>価額は、平成 20年7月1日(以下<u>取得</u>開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初<u>引換</u>価額が 20,000円(ただし、下記八.により調整する。以下下限<u>引換</u>価額という)を下回る場合は、当初<u>引換</u>価額は、かかる下限<u>引換</u>価額という。を下回る場合に使用する時価は、<u>取得</u>開始期日に先立つ45取引日目に始まる 30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記 45取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整される。

口. 引換価額の修正

当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて 調整される。

八.<u>転換</u>価額の調整

(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の転換価額 (下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下転換価額調整式という)により調整する。転換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その 10円の位を四捨五入する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、払込期日の翌日以降、または<u>募</u> 集のための<u>株主割当</u>日がある場合はその日の翌日以 降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合調整後転換価額は、株式の分割のための<u>株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</u>

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権を行使できる証券(新株予約権付社債を含む)を発行する場合

調整後転換価額は、その証券または新株予約権の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

当会社の普通株式に転換できる証券または当会社 の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは 新株予約権を行使できる証券(新株予約権付社債を 含む)であって、転換価額または新株予約権の行使 価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以 下価額決定日という)の時価を基準として決定され るものとされている<u>証券</u>または新株予約権を発行し た場合において、決定された転換価額または行使価 額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合 調整後転換価額は、当該価額決定日に残存する証券 の全額が転換またはすべての新株予約権が行使され たものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これ を適用する。以降の調整において、かかるみなし株 式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使が なされた結果発行された株式数を上回る限りにおい て、既発行の普通株式数に算入される。

変 更 定 款 案

八.引換価額の調整

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記 イ.またはロ.の<u>引換</u>価額 (下限<u>引換</u>価額を含む) を次に定める算式(以下<u>引換</u>価額調整式という)に より調整する。<u>引換</u>価額調整式の計算については、 10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。

引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通株式を処分</u>する場合

調整後<u>引換</u>価額は、払込期日の翌日<u>または払込期間</u> <u>の末日の翌日</u>以降、または<u>株主に対する割当て</u>のた めの<u>基準</u>日がある場合はその日の翌日以降、これを 適用する。

株式の分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式 を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、株式の分割<u>または株式無償割当</u> <u>て</u>のための<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。

引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求 権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、その<u>株式</u>または新株予約権の発行日に、または<u>株主に対する割当て</u>のための<u>基準</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>株式</u>の全部が<u>取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、</u>またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>取得</u>または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

当会社の普通株式の交付を請求できる<u>取得請求権</u>付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、<u>普通株式の引換</u>価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている<u>株式</u>または新株予約権を発行した場合において、決定された<u>普通株式の引換</u>価額または<u>新株予約権の</u>行使価額が<u>引換</u>価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後<u>引換</u>価額は、当該価額決定日に残存する<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する転換価額に変更される。
- (3) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価 額を適用する日(ただし、前記(1) 号ただし書きの 場合には株主割当日、また、前記(1) 号の場合には 当該証券または新株予約権の発行日)に先立つ45 取 引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引 所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終 値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を 除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位 まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、 上記45 取引日の間に、当該転換価額の調整をもたら す事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、 本項八.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の <u>営業年度にかかる定時株主総会において決議された</u> <u>株式の併合の効力発生日の前日までの日における当</u> 会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む) については、時価の計算においてこれを 1,000 倍し て使用するものとする。
- (4) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。
- (5) <u>転換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割により普通株式を発行する 場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって<u>普通株式</u> に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を 請求できる新株予約権<u>もしくは新株予約権を行使で</u> きる証券(新株予約権付社債を含む)を発行する場 合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額 (新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使 価額に発行価額を加算した額)

前記(1) 号の決定された<u>転換</u>価額または行使価額 が<u>転換</u>価額調整式に使用する時価を下回る場合に は、当該<u>転換</u>価額または新株予約権の行使価額(新 株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額 に発行価額を加算した額)

をそれぞれいうものとする。

(6) <u>転換</u>価額調整式により算出された調整後<u>転換</u>価額と調整前<u>転換</u>価額との差額が 1,000 円未満にとどまるときは、<u>転換</u>価額の調整は、これを行わない。ただし、その後<u>転換</u>価額の調整を必要とする事由が発生し、<u>転換</u>価額を算出する場合には、<u>転換</u>価額調

変 更 定 款 案

行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する引換価額に変更される。
- (3) <u>引換</u>価額調整式に使用する時価は、調整後<u>引換</u>価額を適用する日(ただし、前記(1) 号の場合には当該<u>株式</u>または新株予約権の発行日)に先立つ45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。なお、上記45 取引日の間に、当該<u>引換</u>価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後<u>引換</u>価額は、本項八・に準じて調整する。
- (4) <u>引換</u>価額調整式に使用する調整前<u>引換</u>価額は、調整後<u>引換</u>価額を適用する前日において有効な<u>引換</u>価額とし、また、<u>引換</u>価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がある場合はその日の、または株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がない場合は、調整後<u>引換</u>価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数<u>(自己株式である普通株式の数を除く)</u>とする。
- (5) <u>引換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通株式を処分</u>する場合には、当該払込金額 (金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式を発行する場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって当会社の 普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式また は新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行す る場合には、当該株式の取得と引換えに交付される 普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額 (新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使 価額に発行価額を加算した額)

前記(1) 号の決定された<u>普通株式の引換</u>価額また は新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該<u>引換</u>価額または新株 予約権の行使価額(新株予約権の発行価額が無償で ない場合は、行使価額に発行価額を加算した額) をそれぞれいうものとする。

(6) <u>引換</u>価額調整式により算出された調整後<u>引換</u>価額と調整前<u>引換</u>価額との差額が 1,000 円未満にとどまるときは、<u>引換</u>価額の調整は、これを行わない。ただし、その後<u>引換</u>価額の調整を必要とする事由が発生し、<u>引換</u>価額を算出する場合には、<u>引換</u>価額調

整式中の調整前<u>転換</u>価額に代えて調整前<u>転換</u>価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の<u>営業</u>年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に<u>転換</u>価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を 1,000 倍して使用するものとする。

(7) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の<u>転換により発行</u>すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

本優先株主が転換請求のために提出した

転換により発行すべき 普通株式数 = - **愛元株王が<u>戦投調水のために近山</u>**本優先株式の発行価額総額
転換価額

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数を生じたときは、1 株の1,000 分 の 1 の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載また は記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、 これを切り捨てる。

(第3種第一回優先株式についての転換の定め)

第11 条 第3種第一回優先株式について、第16条に規定 する<u>転換</u>を請求し得べき期間および<u>転換</u>の<u>条件</u>は、次 のとおりとする。

1. 転換を請求し得べき期間

本優先株式は、平成 22 年 7 月 1 日以降いつでも<u>転換</u> できるものとする。

2. 転換の条件

本優先株式は、<u>下記の転換の条件で、</u>当会社の普通 株式<u>に転換</u>することができる。

イ. 当初転換価額

当初<u>転換</u>価額は、平成 22 年 7 月 1 日 (以下<u>転換</u>開始 期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初<u>転換</u>価額が 17,000 円(ただし、下記八.により調整する。以下下限<u>転換</u>価額という)を下回る場合は、当初<u>転換</u>価額は、かかる下限<u>転換</u>価額とする。この場合に使用する時価は、<u>転換</u>開始期日に先立つ45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整される。

口. 転換価額の修正

当初転換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除

变 更 定 款 案

整式中の調整前<u>引換</u>価額に代えて調整前<u>引換</u>価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の<u>事業</u>年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に<u>引換</u>価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を 1,000 倍して使用するものとする。

二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式 数

本優先株式の<u>取得と引換えに交付</u>すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

本優先株主が<u>取得を請求</u>した

<u>取得と引換えに交付</u>す べき普通株式数 =

本優先株式の発行価額総額 引換価額

(第3種第一回優先株式の取得請求権の内容)

第8条 第3種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。

1.取得を請求し得べき期間

本優先株式は、平成22年7月1日以降いつでも<u>取得</u> を請求できるものとする。

2. 取得請求権の内容

本優先株式<u>を有する優先株主</u>は、<u>取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会</u>社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式<u>を交付することを請求</u>することができる。

イ. 当初引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が17,000円(ただし、下記八.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額という)を下回る場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記八.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じて調整される。

口. 引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除

く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じ て調整される。

八.<u>転換</u>価額の調整

(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の転換価額 (下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下転換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 ×1 株当たり払込金額

調整後<u>転換</u>価額 = 調整前転換価額 x -

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額 をもって普通株式を発行する場合

調整後<u>転換</u>価額は、払込期日の翌日以降、または<u>募</u> 集のための<u>株主割当</u>日がある場合はその日の翌日以 降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための<u>株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</u>

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権を行使できる証券(新株予約権付社債を含む)を発行する場合

調整後転換価額は、その<u>証券</u>または新株予約権の発行日に、または<u>募集</u>のための<u>株主割当</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>証券の全額が転換</u>またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>割当</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換</u>または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

当会社の普通株式に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権を行使できる証券 (新株予約権付社債を含む)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている証券または新株予約権を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合

変 更 定 款 案

く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。

なお、上記 45 取引日の間に後記八.に規定の事由が 生じた場合においては、上記の時価は、八.に準じ て調整される。

八.引換価額の調整

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ・またはロ・の<u>引換</u>価額 (下限<u>引換</u>価額を含む)を次に定める算式(以下<u>引換</u>価額調整式という)により調整する。<u>引換</u>価額調整式の計算については、10 円の位まで算出し、その 10 円の位を四捨五入する。

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数×1株当たり払込金額 1 株当たり時価

株式を処分する場合

<u>引換</u>価額調整式に使用する時価を下回る払込金額 をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通</u>

調整後<u>引換</u>価額は、払込期日の翌日<u>または払込期間</u>の末日の翌日以降、または<u>株主に対する割当て</u>のための<u>基準</u>日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

株式の分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式 を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、株式の分割<u>または株式無償割当</u> <u>て</u>のための<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。

引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求 権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合

調整後<u>引換</u>価額は、その<u>株式</u>または新株予約権の発行日に、または<u>株主に対する割当て</u>のための<u>基準</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>取得</u>または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

当会社の普通株式の交付を請求できる<u>取得請求権</u>付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている<u>株式</u>または新株予約権を発行した場合において、決定された<u>普通株式の引換</u>価額または<u>新株予約権の</u>行使価額が<u>引換</u>価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後<u>転換</u>価額は、当該価額決定日に残存する<u>証券</u>の全額が<u>転換</u>またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換</u>または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する転換価額に変更される。
- (3) <u>転換</u>価額調整式に使用する時価は、調整後<u>転換</u>価 額を適用する日(ただし、前記(1) 号ただし書きの 場合には株主割当日、また、前記(1) 号の場合には 当該証券または新株予約権の発行日)に先立つ45 取 引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引 所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終 値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を 除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位 まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、 上記45 取引日の間に、当該転換価額の調整をもたら す事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、 本項八. に準じて調整し、平成17年3月31日終了の 営業年度にかかる定時株主総会において決議された 株式の併合の効力発生日の前日までの日における当 会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む) については、時価の計算においてこれを 1,000 倍し <u>て使用するものと</u>する。
- (4) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。
- (5) <u>転換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通 株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外 の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割により普通株式を発行する 場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって<u>普通株式</u> に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を 請求できる新株予約権<u>もしくは新株予約権を行使で</u> きる証券(新株予約権付社債を含む)を発行する場 合には、当該<u>転換</u>価額または新株予約権の行使価額 (新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額)

前記(1) 号の決定された<u>転換</u>価額または行使価額 が<u>転換</u>価額調整式に使用する時価を下回る場合に は、当該<u>転換</u>価額または新株予約権の行使価額 (新 株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額

変 更 定 款 案

調整後<u>引換</u>価額は、当該価額決定日に残存する<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>取得</u>または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する引換価額に変更される。
 - (3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日(ただし、前記(1) 号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10 円の位まで算出し、その10 円の位を四捨五入する。なお、上記45 取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八・に準じて調整する。
- (4) <u>引換</u>価額調整式に使用する調整前<u>引換</u>価額は、調整後<u>引換</u>価額を適用する前日において有効な<u>引換</u>価額とし、また、<u>引換</u>価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がある場合はその日の、または株主<u>に対する</u>割当<u>てのための基準</u>日がない場合は、調整後<u>引換</u>価額を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数 (自己株式である普通株式の数を除く)とする。
- (5) <u>引換</u>価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、

前記(1) 号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通株式を処分</u>する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)

前記(1) 号の株式分割<u>または株式無償割当て</u>により普通株式を発行する場合には、0円

前記(1) 号の時価を下回る価額をもって当会社の 普通株式の交付を請求できる<u>取得請求権付株式また</u> <u>は</u>新株予約権(新株予約権付社債を含む) を発行す る場合には、当該<u>株式の取得と引換えに交付される</u> <u>普通株式の引換</u>価額または新株予約権の行使価額 (新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額)

前記(1) 号の決定された<u>普通株式の引換</u>価額また は<u>新株予約権の</u>行使価額が<u>引換</u>価額調整式に使用す る時価を下回る場合には、当該<u>引換</u>価額または新株 予約権の行使価額(新株予約権の発行価額が無償で

款 現

に発行価額を加算した額) をそれぞれいうものとする。

<u>転換</u>価額調整式により算出された調整後<u>転換</u>価 額と調整前転換価額との差額が1,000 円未満にとど まるときは、転換価額の調整は、これを行わない。 ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が 発生し、<u>転換</u>価額を算出する場合には、<u>転換</u>価額調 整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額か らこの差額を差し引いた額を使用する。

なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の営業 年度にかかる定時株主総会において決議された株式 の併合の効力発生日の前日までに生じたものである 場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当 該差額を 1,000 倍して使用するものとする。

<u>(7) 転換により発行</u>すべき普通株式数 本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株 式数は、次のとおりとする。

本優先株主が転換請求のために提出した

転換により発行すべき = -

本優先株式の発行価額総額 <u>転換</u>価額

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって 1株に満たない端数を生じたときは、1株の1,000分 の 1 の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載また は記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、 これを切り捨てる。

定

ない場合は、行使価額に発行価額を加算した額) をそれぞれいうものとする。

(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価 額と調整前引換価額との差額が1,000 円未満にとど まるときは、引換価額の調整は、これを行わない。 ただし、その後<u>引換</u>価額の調整を必要とする事由が 発生し、<u>引換</u>価額を算出する場合には、<u>引換</u>価額調 整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額か らこの差額を差し引いた額を使用する。

なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の事業 年度にかかる定時株主総会において決議された株式 の併合の効力発生日の前日までに生じたものである 場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当 該差額を 1,000 倍して使用するものとする。

二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式

本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普 通株式数は、次のとおりとする。

本優先株主が取得を請求した

取得と引換えに交付す _ _ -べき普通株式数

本優先株式の発行価額総額 <u>引換</u>価額

(新設)

(第9種優先株式の取得請求権の内容)

- 第 9 条 第 9 種優先株式について、第 16 条の 2 に規定す る取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容 は、次のとおりとする。
- 1. 第9種優先株式の取得請求権

第9種優先株主は、下記2.に定める取得を請求し得 べき期間中、当会社に対して当該第9種優先株主の 有する第 9 種優先株式を取得することを請求するこ とができる。第9種優先株主によりかかる請求がな された場合、当会社は、当該第9種優先株主の有す る第9種優先株式を取得するのと引換えに、当該第9 種優先株主に対して、下記 3. に定める財産を交付す る。

2.取得を請求し得べき期間

第9種優先株主が当会社に対して当該第9種優先株 主の有する第9種優先株式を取得することを請求す ることができる期間は、第9種優先株式の発行に先 立って取締役会の決議をもって定める日以降の期間 とする。

3. 取得と引換えに交付すべき財産

<u>当会社は、第 9 種優先株主が取得請求権を行使した</u> 場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式1 株を取得するのと引換えに、当該第 9 種優先株主に 対して、第9種優先株式の払込金額相当額を下記4. に定める引換価額で除して得た数の当会社の普通株 式を交付する。なお、第9種優先株式を取得するの と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金 による調整は行わない。

4. 引換価額および下限引換価額

引換価額および下限引換価額は、当会社の普通株式 の時価を基準として第 9 種優先株式の発行に先立っ

現行定款	変 更 定 款 案
	て取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出される普通株式の時価の100%を下回らないものとする。引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限引換価額を下回るときは、引換価額は下限引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当会社の普通株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当会社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定、当該決議により定める方法で調整される。 5.取得請求権の行使の条件 第9種優先株主は、当会社の普通株式の時価(第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される)が一定の価額(第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される)を超えない限り、取得請求権を行使することができない。
(新設)	(第9種優先株式の取得条項の内容) 第 10 条 第9種優先株式について、第17条の3に規定する取得条項の内容は、次のとおりとする。 1.第9種優先株式の全部または一部の取得当会社は、下記2.に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、第9種優先株式を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、下記3.に定める財産を交付する。当会社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当会社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。 2.取得事由会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日(ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、以下当初取得日という)が到来することをもって、当会社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当会社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後のおいて残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日(ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下取得日という)が到来することをもって、当会社が当該第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下取得日というが到来することをもって、当会社が当該第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める第に大まって第9種優先株式の時価(第9種優先株式の発行に先立って即締役会の決議をもって定める第日によいの発行に先立って算出される。以下取得条項発動時株価という)が下記4に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を

以 上